

Title	沖縄の自然海岸の改変と利用・管理について
Author(s)	敷田, 麻実
Citation	地域漁業学会第40回大会報告要旨集: 12-13
Issue Date	1998-11
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/16936
Rights	本著作物は地域漁業学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Regional Fisheries Society. Copyright (C) 1998 地域漁業学会. 敷田麻実, 地域漁業学会第40回大会報告要旨集, 1998, pp.12-13.
Description	



沖縄の自然海岸の改変と利用・管理について

敷田 麻実（金沢工業大学）

1. 沖縄の観光と沿岸域

沖縄県は亜熱帯性気候で、年間平均気温が22.4度と高く、県全体が島嶼（とうしょ）であり、海洋の影響を大きく受けている。沖縄観光は、亜熱帯気候下で、海浜などの沿岸域環境、「海」を観光資源として活用し、海水浴をはじめとする海洋性レジャーが観光の中心であり、沖縄県の地理的・気候的特性を反映している。このように沖縄の観光は、沿岸域の自然や環境を観光資源としているため、観光と環境の共存や共生を考えなければ持続できない。

しかし現実は、海浜リゾート乱立への批判や、プライベートビーチの設置に関する議論があり、いずれも沖縄観光が環境保全と利用のバランスを失っていることを指摘している。

2. 失われる沿岸域の自然

沖縄県の海岸線長は、1993年で総延長が1704.09kmである。このうち自然海岸の長さは1243.73kmで総延長の72.3%を占めている。逆に人工海岸は218.60km、12.83%であり、この比率は全国平均の30.4%に比較するとかなり低い。

しかし過去の環境庁調査と比較すると、人工海岸率の上昇は著しい。1984年の海岸調査では人工海岸率は6.86%であったが、1993年の調査では105.08km増加し、約2倍の12.83%になっている。また1978年の同調査では人工海岸率は5.72%であったので、最近急激に人工海岸率が増加していることがうかがわれる。建設省の海岸統計を用いて沖縄県の自然海岸率を推定した結果でも、復帰当時90%前後であった自然海岸率が、現在は70%近くまで減少してきている。

3. プライベートビーチ問題

沖縄県では、沿岸集落の住民が自由に利用してきた海浜地が、リゾート施設による囲い込みによって利用できなくなったり、入場料を徴収するようになった。特に「プライベートビーチ」と呼ばれる海浜の専有形態が問題になり、「租界のようなリゾートが沖縄県民を閉め出している」という批判も出た（1990年8月20日沖縄県議会土木委員会）。良好な海浜環境維持のために負担を求めるというのが、通行料金や利用料を徴収しているリゾート側の主張だが、料金の一部が海浜環境の維持のために使われるとはいえ、全てが地元に還元されるわけではない。

プライベートビーチへの反対には複雑な背景があるが、沖縄県議会での海浜条例提案によってマスコミが関心を示し、やがて県民全体が関心を持ち、海浜の専有問題がクローズアップされた。最終的に、沖縄県では「海浜を自由に使用するための条例（1990年10月18日沖縄県条例第22号、以下海浜条例）」を制定し、海浜を自由に使用できるような配慮を求めた。特に海浜付近で事業をする者や、土地を所有する者にも、「公衆が自由に海浜に立ち入ること」への配慮を要求した。

しかし、現在でもこの条例は徹底していない。1996年でも、まだ13企業が入場料を徴収中である。この原因是、まず現行法では財産権の問題と営業の自由のために海浜の囲い込み 자체を規制することはできないことがある。リゾートが周辺用地を買い占め、海浜を囲い込んで実質的に独占してしまうことまでは、条例では防げない。

さらに、プライベートビーチを廃止すると、市町村が機能管理上の清掃を求められ、財政負担が増加する点にも問題がある。特に、地元住民以外の利用者が多い場合は、費用負担についての合意は簡単ではない。海浜を利用する率が高い本土からの観光客に一方的な負担を求めるのは困難であるし、負担要求は妥当なのか、妥当だとしても徴収は技術的に可能か、住民以外の利用(主に観光やレクリエーション)による地元経済への乗数効果との関係はどう考えるのか、などの課題が出てくる。また地方自治体が管理費用を負担するケースを考えられるが、利用者の中に占める本土の観光客の割合が高い場合は、海浜の管理は市町村の仕事だとは言え、財源を税金の形で負担する住民側の理解がどこまで得られるかが問題である。

現在沖縄県では、市町村に対する海浜条例制定の指導や市町村の海浜清掃への財政支援も検討しているが、解決にはなお時間がかかると考えられる。